

## 一般社団法人日本地質学会 研究奨励金規則

### (目的)

第1条 本規則は、若手野外地質学者育成を目的とした日本地質学会研究奨励金(以下、奨励金という)について定めるものである。

### (支給対象)

第2条 奨励金を受けることができるのは、募集年の4月1日において満32才未満でかつ野外調査を中核とする研究を行う正会員とする。ただし、他の助成金制度等により既に助成を受けている、あるいは受ける予定の研究テーマは奨励金の対象外とする。同一会員による複数回の申請は妨げないが、支給を受けた場合、支給が終了した翌年度の申請はできない。

### (金額, 件数, 期間および用途)

第3条 奨励金の支給額は1件20万円以内とし、年5件程度までとする。

2 奨励金の使用期間は、支給日から2年以内とし、申請者が申請段階で設定する。

3 奨励金の用途は、被支給者が実施する野外調査に係る旅費・宿泊費および関連する消耗品費・調査補助員雇用費・雑費等とし、承認された研究テーマに沿ったものに限る。なお、所属機関の間接経費・一般管理費は対象外とする。

### (募集)

第4条 奨励金は公募とし、公募要領および申請書様式を日本地質学会 News 誌、学会ウェブサイト、学会 SNS 等を通じて会員に告示する。

### (申請)

第5条 奨励金を受けようとする者は、所定の様式の申請書を学会へ提出する。申請者が学生の場合は、指導教員による申請書内容の確認を必要とする。

### (研究奨励金選考委員会)

第6条 支給対象者の選考は、研究奨励金選考委員会(以下、選考委員会という)が行う。

2 選考委員会は、執行理事会が推薦し理事会が選出する5名程度の委員で構成される。委員長は委員の互選による。

3 選考委員会委員と申請者との関係が深い(親族、共同研究者、研究指導者等)と判断される場合は、一般社団法人日本地質学会利益相反防止規則に基づき、当該委員は該当する件の選考に関与しないこととする。それにより減数した委員の補充は行わない。

### (支給対象者の決定)

第7条 理事会は、選考委員会から推薦された支給対象者について、支給の可否および支給額について審議・決定する。

2 学会は、理事会が支給を決定した者に、支給額を含む結果を通知し、支給申請書および誓約書の提出を求める。

### (研究奨励金の支給)

第8条 学会は、支給対象者から支給申請書および誓約書が提出された後、決定された金額を

所要の手続きを終え次第、速やかに支給する。

(被支給者の義務)

第9条 決定された奨励金を辞退する場合は、被支給者は速やかに学会へ連絡し、既に入金されている場合は返金する。なお、辞退した場合でも、支給決定の翌年度の申請はできない。

2 被支給者は、奨励金の使用期間が終了した後、指定された期日までに会計報告をする。

3 被支給者は、使用期間中に研究を中止せざるを得なくなった場合も含め、受給した奨励金に余剰が発生した場合は、会計報告前に速やかに学会へ返金する。

(使用期間の延長)

第10条 被支給者は、病気・怪我、出産・育休等、やむを得ない事由で研究を中断せざるを得ない場合、執行理事会に延長願いを提出し承認を受けることで、使用期間を最大2年間延長することができる。

(成果報告)

第11条 被支給者は、奨励金の使用期間が終了した後、指定された期日までに研究成果報告書を提出する。

(受給資格の失効)

第12条 被支給者が、同じ研究テーマで他から助成等を受けていることが後に判明した場合や、その他重大な問題を有していると理事会が判断した場合は、被支給者は受給資格を失効し、奨励金の全額を学会に返金しなければならない。

(改廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の議決による。

附則

・この規則は2022年9月10日から施行する。

・2023年12月9日、一部改正。